

社会資本整備審議会第35回建築分科会

(事務局) 本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

〇〇でございます。事務局を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、マスコミ等の取材希望がありますので、よろしくお願いいたします。カメラ撮りは、事前をお願いしてありますように、〇〇より建築分科会長へ諮問書の手交を行うところから手交後の挨拶終了までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお分科会の議事につきましては、プレスを除き一般には非公開となっております。また議事録は、委員の名前を伏せた形で、インターネット等において公開することといたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日もご出席の委員の皆様方は19名でございます。建築分科会委員及び臨時委員総数24名の3分の1以上に達しておりますので、社会資本整備審議会令第9条により、本分科会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それではここで、新たに委員に任命された方をご紹介します。〇〇委員が平成26年2月4日付で社会資本整備審議会委員に就任され、建築分科会所属になりました。

(委員) 〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の配布資料一覧をご覧くださいと存じます。

まず資料1 建築分科会委員名簿でございます。資料2 諮問書でございます。資料3 としまして建築分科会への付託書、資料4 が諮問関係資料となっております。資料5 検討スケジュール案でございます。資料6 が建築物の雪害対策について報告書概要でございます。続きまして参考資料1 としまして、諮問関連参考資料でございます。参考資料2 建築環境部会の委員名簿でございます。参考資料3 雪害対策についての報告書本体となっております。最後に参考資料4 建築基準法・建築士法の改正についてでございます。

以上の資料を配布しております。欠落等ございましたら、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、議事進行につきましては、〇〇分科会長、よろしくお願いいたします。

(分科会長) はい。本日は、委員の皆様方には大変ご多用のところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、これより第35回の建築分科会を開会させていただきます。

最初の議題は、お手元の議事次第でございますように、諮問についてでございます。本日は、国土交通大臣より社会資本整備審議会に対して新たな諮問が1件あると伺っており

ますので、まず事務局から、諮問書及び諮問理由について読み上げをお願いしたいと思います。これは、事務局のほうからお願いします。

(事務局) はい。資料2をご覧ください。諮問書でございます。平成26年10月27日付で、国土交通大臣から社会資本整備審議会長あて諮問、今後の住宅建築物の省エネルギー対策のあり方についてご意見を承りたい。以上でございます。

続きまして1枚おめくりいただきまして、諮問理由を読み上げさせていただきます。

わが国の業務・家庭部門におけるエネルギー消費量は70年代以降他部門に比べて著しく増加してきた結果として、最終エネルギー消費全体の約3分の1を占めるに至っている。当該部門におけるエネルギー消費の増加は、世帯数・床面積の増加等が主な要因であり、社会経済上のニーズに応えるための建設活動に伴うエネルギー使用量の増大を抑制することが大きな課題となっている。

また、増大するエネルギー需要への対応に加え、地球環境問題への対応や人口が高齢化する中で持続可能な社会の実現を図る上でも、業務・家庭部門におけるエネルギー消費量のさらなる削減が求められているところである。

平成26年4月に閣議決定された新たなエネルギー基本計画においては、より合理的なエネルギー需給構造の実現と、温室効果ガスの排出抑制を進めていくために、徹底した省エネルギー社会の実現や再生可能エネルギーの導入加速化等が位置づけられた。中でも、住宅・建築物の省エネルギー化に関しては、「新築の建築物・住宅の高断熱化と省エネルギー機器の導入」、「既存建築物・住宅の改修建て替え」、「評価・表示制度の充実」等を進めるとともに、将来的な目標として、2030年までに新築建築物及び新築住宅についてそれぞれ平均でネット・ゼロ・エネルギー・ビル、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを実現すること等を目指すこととされた。さらに、こうした環境整備を進めつつ、「規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準の適合を義務化する」こととされたところである。なお、省エネルギー基準の適合義務化については、平成25年にエネルギーの使用の合理化に関する法律の改正が審議された際の国会の附帯決議において、消費者への負担が過度とならないよう環境整備を図ることが求められている。このため、段階的な義務化のあり方については、建築物の規模や住宅・非住宅の別等によって、省エネルギー措置による効果、建築主・設計者・施工者等の能力・資力及び行政等執行側に求められる体制等が異なることに留意して検討を進める必要がある。

このような状況を踏まえ、今後の住宅・建築物の省エネルギー対策の具体的なあり方について検討する必要がある。

これが、今回の諮問を行う理由である。

以上でございます。

それでは、〇〇より建築分科会長に対しまして、諮問書の手交をさせていただきます。よろしく願いいたします。

(諮問書手交)

(分科会長) ただいま諮問書をいただきました。当該諮問事項につきましては、社会資本整備審議会長から、お手元の資料3にありますように当建築分科会に付託されておりますので、今後、皆様にご審議をお願いするところであります。

ここで、〇〇にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。副大臣、よろしくお願ひいたします。

(副大臣) 国土交通副大臣をいたしております〇〇でございます。

分科会長はじめ委員の皆様方におかれましては、平素から国土交通行政の推進に多大のご協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、本日は大変先生方お忙しい中でございますのに、こうしてご出席をいただきました。本当にありがとうございます。深く感謝を申し上げます。

前回、諮問をさせていただきました木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性ある建築確認検査制度等の構築についてということで前回は諮問をさせていただきました。これにつきましては、合理的かつ実効性のある高い建築基準制度を構築するためということでもございましたが、本年の2月に第2次答申をいただきました。そして、これを受けまして、先の通常国会において建築基準法の改正を行ったところであります。委員の皆様方には大変なご尽力をいただきまして、本当にありがとうございます。

前回の答申をいただいたということに味をしめたということではございませんが、今回は、今後の住宅建築物の省エネルギー対策のあり方についてということで諮問をさせていただきました。

わが国の業務・家庭部門におけるエネルギーの消費量と申しますのは、最終エネルギー消費全体の3分の1を占めておるといってございまして。当該部門におけるエネルギー消費量のさらなる削減が、喫緊の課題になっております。本年4月に閣議決定されました新エネルギー基本計画におきましても、2020年までに、新築住宅・建築物について、段階的に省エネルギーの基準の適合を義務化するということがされております。それを踏まえまして、今後の住宅・建築物のエネルギー対策のあり方について、ご審議をお願いしたいというように思っておる次第でございまして。

委員の皆様方の本諮問について、よろしくご審議をいただきますことを心からお願い申し上げます。ご挨拶に代えさせていただきます。本日は、本当にありがとうございました。

(分科会長) 副大臣、どうもありがとうございました。

今、お話しいただいた件は、グリーンな社会を作る上で非常に重要な課題だと思います。お話しいただいたような趣旨に沿いまして、ぜひ建築分科会の中で、よりよい方向の答申を努力させていただきたいと思っております。副大臣、どうもありがとうございました。

なお〇〇副大臣につきましては、ご所用のため、ここで中座されます。副大臣、どうもお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

(副大臣) どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございます。

(分科会長) はい。それでは再度、議事次第に戻りまして、事務局より、まず議事1の今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について、ご説明をお願いしたいと思います。これは事務局のほうから。

(事務局) はい。それでは、お手元の資料4をご覧ください。

1ページ目のわが国のエネルギー消費の状況でございます。

石油危機以降、GDPが2.4倍に増加する中、下の棒グラフ、青い部分があると思います。産業部門は、エネルギー消費量が1973年比で、2割近く減少しております。一方で棒グラフの中段、黄緑と赤の部分でございますけれども、民生部門は業務部門で2.8倍、家庭部門で2.1倍、平均しますと2.4倍という増加をしております。特に右側にあります表の右側で90年代以降は、他部門に比しまして増加が突出しております。緑の部分で41%増、赤い部分で23%増になっております。結果としまして、全体のエネルギー消費量の3分の1をこの両部門で占めているということで、先ほど副大臣からのご挨拶で触れましたとおり、ここの削減が喫緊の課題となっております。

1ページおめくりください。2ページでございます。住宅と建築物に分けて、このエネルギー消費増の要因を分析しております。

左側が住宅でございます。緑の折れ線、世帯当たりのエネルギー消費量は全体に下がってきておりますけれども、赤い線、世帯数の増加が目立っております。それから、下の表でございます1世帯辺りの機器の保有台数の推移、これも増加しております。こういったことが要因となりまして、全体として住宅のエネルギー消費量を押し上げていると考えられます。

それから右側、住宅以外の建築物でございますけれども、これも緑の線、床面積当たりの消費量、これは、ほぼ横ばいという状況でございますが、全体の床面積、赤い折れ線が増加をしております。また下の表でございますとおり、建物の使用時間、営業時間等は大幅に延びているというようなこともございまして、全体としてエネルギー消費が増えていると考えられます。

3ページ目をご覧ください。先ほどから話題になっておりますけれども、新しいエネルギー基本計画、今年の4月に閣議決定されたものでございますが、一番下の2行をご覧ください。先ほどから説明しておりますとおり、規制の必要性や程度、バランス等を勘案しながら、2020年までに段階的に適合を義務化していくということが決まっております。

4ページ目をご覧ください。今年の6月に閣議決定をされました日本再興戦略の中でも、赤い文字でありますとおり同じことが定められております。

さらに下の工程表をご覧ください。赤い文字の部分でございますけれども、義務化につきまして、建築物から、また大規模からということが定められております。

さらに1ページおめくりください。これは、先ほどご紹介しておりました省エネ法の改正の際の附帯決議でございます。上が衆議院における附帯決議でございますけれども、消費者への負担が過度とならないように、支援措置を講じながら円滑な実施のための環境整

備を図ることというふうに言われております。また参議院も、ほぼ同様の附帯決議がなされているところでございます。

最後の6ページをご覧ください。これまでの住宅・建築物の省エネ対策の推進状況でございますけれども、左側の枠囲みにありますとおり、平成25年の省エネ基準の改正で、外皮基準に加えまして、省エネ設備なども加味した1次エネルギー消費量に関する基準を加えております。

右側に推進の体制・体系が書いてありますが、大きく3本立てになっております。一番上は省エネ法に基づく規制ということで、省エネ基準の普及等々を通じて進めていく。それから2番目が評価・表示でございますCASBEE、それからBELS等の推進によりまして、この分野を進めております。さらに3番目インセンティブの付与ということで、税制・補助金などを通じて省エネ対策を推進していくといったことが、これまでの状況でございます。

簡単でございますが、説明は以上です。

(分科会長) はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまのわが国のエネルギー消費状況という題でございますが、省エネルギー対策のあり方ということにつきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。資料についてでもけっこうですし、先ほどの諮問内容にございましたような省エネのあり方そのものについてということでもけっこうでございます。ご発言の方は挙手いただくか、審議会の名札を立てるか、いずれかをお願いしたいと思います。じゃあ、よろしく願います。

はい。発言の前に、お名前を言っていただけると記録が取りやすいので、願います。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。〇〇です。よろしく願います。

今、これからの省エネ対策の諮問が出まして、非常に大事なところだというふうに気持ちの引き締まる思いですが、コメントを1つさせていただきたいんですけれども。

先日、地球温暖化対策をできるだけ早急に目標値を検討していこうということで、環境省と経済産業省の合同の検討会が開始されまして、私も、そこに参加をさせていただいております。その第1回目というのが開かれたときの印象から、ちょっとコメントをさせていただきたいんですけれども。

やはり、将来どういうふうな目標値を持っていくかというようなことは、これからみんな議論していかなければいけません。多くの委員の方が共通しておっしゃったことが、やはり今できるきちんとした対策をできるだけ定量化して広げていくというのは、大変大事なのではないかということ、皆さんおっしゃっておられました。

それを考えると、社会資本整備の建築の分野で、家庭や業務の非民生の建築にかかわるところが、どういうふうに制度を運用していくかということで、どのような効果があるかということ、やはり定量化できるような形で皆さんと議論していくというようなことが大事なのではないかというふうに強く感じました。

議論の開始ということで、ちょっと一言コメントをさせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

(分科会長) はい、ありがとうございました。

定量化というような大事なことだと思えますし、皆様方に議論していただくことになると思います。ご意見として承っておきます。

(分科会長) ほかに何か、ございますでしょうか。

じゃあ、私のほうから少し口火がてらに。

私は元エンジニアなんですけども、家庭用の消費というのが多分今回、住宅・建築物ということで、割と起点が置かれてることになると思うんですけども、今、事務局のご説明いただいた資料の2ページ目の中で、住宅の省エネ化、多分、皆様方もいろいろ省エネ化を努力はされてると思うんですけども、一体この中で、どれがどのくらいの消費エネルギーを取ってるかという、かなり平均像としての数値は皆さん方、把握されてるんでしょうか。例えば照明関係なのか、熱変換に使ってるような、具体的に言うと冷蔵庫だと思えますけれども、それから空調もそれに当たるんでしょうかね、それから、あと何があるんでしょうかね、熱というと。

(分科会長代理) 熱量とか。

(分科会長) そういう、そういったようなこの。どこを重点的に省エネを図ると、効率よく全体を下げられるかといったような辺りのデータは、お持ちなんでしょうか。これは質問でございます。

(事務局) ご質問いただきました家庭におけるエネルギー消費の実態でございますけれども、『エネルギー・経済統計要覧』というものから、われわれもデータを入手しておりますが、暖房用、冷房用、給湯用、厨房用、動力、こういった分類で把握をしております、わが国の家庭におけるエネルギー消費では、暖房用が外国に比べ少ないという際立った特徴が出ています。先ほどのご質問ですが、細かい機器別の使用量は分からないんですけども、暖房、冷房、給湯、動力といった分類では把握しているというところでございます。

(分科会長) 分かりました。はい、多分、細かい話は部会とかそういうところでご検討いただければと思います。はい、じゃあ、〇〇委員。

(〇〇委員) ただいまの課長のコメントを少し補足いたしますと、わが国の家庭用のエネルギー消費量というのは、先進国と比べますと意外と小さいんですね。もちろん用途によって、いろいろ差があるんですけども、この部会で最も着目して、これから議論されるであろう暖房用というのは、意外と先進国の中で、日本は極めて少ないと。お隣の韓国に比べても3分の1ぐらいであると。ヨーロッパ諸国はもうほぼ、アメリカもそうですけど全館暖房、冬はアメリカなんかは全館冷暖房ですけども、それに対しまして日本の暖房というのは、ある意味で極めてつましいところがございまして、居室単位の間欠的な暖房、24時間連続暖房とかは、とてもまだまだ普及しておりませんで、例えばドイツやフランスと比べましても、暖房のエネルギー消費だけ比べると、約4分の1から5分の1

ぐらいの水準なんですね。

それに対しまして総体的に非常に大きく見えるのは家電製品等で、これは、ややこの部会とは離れるかもしれませんが、これはまたドイツやフランスと比べると、日本のほうが5割ぐらい多いんですね。

意外と着目しづらくて、あまり議論になりにくいんですが、給湯用が、これはやはりヨーロッパ諸国と比べると日本のほうが多いと。これは突き詰めてみますと、ライフスタイルが違うわけですね。ヨーロッパ諸国の入浴習慣ってというのは、もっぱら体をきれいにすることが主眼点でありますから、言ってみれば、シャワーで済ませるとというのが基本的な様式なようでありまして、日本の場合にはお風呂は、体を洗うだけではなくて入って楽しむというか、中でカラオケを歌う人もいらっしゃるわけですが、お風呂の使い方が文化的、生活的に違うわけですね。

ただ、ここが暖房に匹敵するか、あるいは、場合によっては暖房以上のエネルギー消費になってる部分もありますから、こういったところは省エネの余地もございまして、それから太陽、太陽光ばかりが着目されてますが、太陽熱の利用というのを考えれば、大幅に削減できる可能性もあるわけですね。そういった意味では、この部会の1つの大きな着目点、分科会の着目点になるんじゃないかと思えます。

そのほか、いろんな扱い方があるんですけども、家庭用のエネルギー消費で一言付言しておくと、70年代から今までが増えたといわれますが、当たり前話でありまして、70年ごろには暖房はほとんどなかったわけですね、こたつと火鉢から、若干石油ストーブが普及してきたかなというのが70年代でございまして、それから考えれば、はるかに生活水準が上がったわけですから、生活水準が上がってエネルギー消費が増えたことを、これをすべて悪だと言うことは、ちょっと私自身が納得は行かないところがございます。

さはさりとて、増え続ける需要というのは、これはなるべく抑えるべきでございまして、そういった点について、いろんな知見を入れながら、きめの細かい対策を論じていくということが、今回の諮問の非常に大きなポイントになるだろうと私自身は考えております。

ありがとうございました。

(分科会長) はい、どうもありがとうございました。

ほかにいかが。本当に今日の場は、部会に付託する前に各委員から、こういうことを考えてやってよということもございまして、ご自由にぜひ。

じゃあ〇〇委員、どうぞ。

(委員) 2ページの図表を見ての感想なんですけども。住宅と建築物について、エネルギー消費量のブルーで書いた線を見ますと、七十何年とか、あるいは90年から比べれば増えてるのかもしれませんが、これを素直に見ると、どちらもトレンドとしては減ってる、あるいは一定というふうには読めないんですね。

特に建築物につきましては、これはずっと2000年、2005年ぐらいから下がって

きてるといふふうのほか、これ読めませんので、増えてるといふ、今回の分科会の目的はもちろんそのとおり私も大賛成なんですけど、この数字、評価が、何かエネルギーの消費量が増えてるといふ感じで議論するのは、ちょっと私は違和感を感じます。

それで、もしその政策を考えるとしましても、大前提としては、例えば住宅部門についても、ほぼ横ばいになってるとしたら、この横ばいの状況をもっと削減するには何をすればいいとか、それから建築物については、トレンドとしては下がり始めているので、下がっているときにさらに下げるっていうのに何をすればいいのか、そういうふうに見たほうがよいのではないかという感じを持ちました。

(分科会長) はい、どうもありがとうございました。

ほかに。はい、じゃあ〇〇委員。

(委員) 今の続きなんですけれども。

これを見ると、世帯当たりの消費量は下がっていて、あるいは床面積当たりの消費量は下がり、そんなに大きく変わっていない中で、要は、世帯数が増えることによってエネルギー全体の消費量が大きくなっているというふうにご説明をいただいたと思うんですが。

そうすると、今後、人口減少であったりとか世帯数が下がっていくとかっていうようなそういう社会的トレンドというか状況を踏まえて何を考えるべきなのかっていう辺りの論点を聞かせていただきたいというのが1点と。

もう1つは、これは、それぞれの部門での消費量ですけれども、おそらく建築するとき、新築するときのエネルギーの問題というのも多分含まれているような説明だったような気がちょっとしたんですけれども、であれば、どういう住宅あるいは建築物の供給におけるエネルギーの問題とか、あるいは、これからですとリノベーションだったりとか、今のストックをどういうふうに考えていくのかとか、その辺りの考え方については、どういうふうな論点があるのか、お考えなのかを聞かせていただければと思います。

(分科会長) はい、ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。今の時点でお考えのものでけっこうでございます。もうここで最後で結論が出るというものではないと思いますので。

(事務局) 戸当たりとか、そういう単位で見ると、あまり変わってないじゃないかということなんですけど、ほかの部門で例えば運輸部門とか産業部門などは、例えば車が増える、あるいは生産量が増えると。それでもなお1つ1つの単位当たりの効率というのをさらに上げて、横ばいないし減少に抑えてると。

それと比べまして、1ページ目の資料でございますけれども、73年と比べて増えるというのは当たり前かもしれませんが、1990年との比較においても、この図表でございますとおおり、他部門と比べて単位当たりで増える、そこそ横ばいかもしれないけれども、総量としては、やはり建築・住宅部門が突出して増えているんだと。ここについて、もう一段の努力が必要なのではないかという意見が、政府内でもよく指摘されている部分でございます、そういった考え方を踏まえまして、今回、義務化に向けた検討をお願い

したいという趣旨でございます。

(〇〇委員) いいですか。もう1つ、補足します。

(分科会長) はい、どうぞ。

(〇〇委員) これは多分、次の部会、各論に入るべきだと思いますけれども。

エネルギーの見方というのは2つございまして、ここで書かれてるのはいわゆる2次エネルギーをベースにしてるものですから、これ1次エネルギーだと、また違ったプロパティになるわけですね。ご案内のように、電気というのは1次エネルギー換算と2次エネルギー換算では発電効率がずいぶん違ってきますので、そういった意味で1次エネルギーに換算すると、見かけ2次では減ってるけれども、1次エネルギーベースでは増えるということが、電化率が増えることはあり得るわけですね。

また逆に言うと、電気の効率を高めることによって、もっと大きく省エネが進むという可能性もあるわけですから、議論をもう少しみ砕いてブレイクダウンして話をしていかないと、このちょっとマクロな数字だけでは、なかなか簡単には結論は出ないんだと思います。ここで議論するのは、多分、次の議論だと思いますので、次から質問したい。

(分科会長) はい。今、〇〇委員からご指摘のように、方向性をここで議論したあとの細かい内容については、環境部会のほうに付託ということが予定されております。

ほかに、いかがでございますか。はい、じゃあ、〇〇委員。

(委員) 私も、次の委員会があるので細かい話はあれなんですけど、高気密・高断熱という話がベースにこういうことが出てくるんですけど、その話を突き詰めていくときに、何か失ってしまうものがないかなということ、きちんととらえてやっていかなきゃいけない。つまり、暑いけど寒いけど気持ちがいい住宅というのは、日本の伝統家屋としても、たくさんあるわけですね。その例えば知恵をもって、北側や南側に木を植えてしのぐとか、あるいは、いろんな方法論をもって日本の家屋は造られてきた知恵があるわけで、そういったところがすっかり落とされて、みんなが閉じこもってしまうような、核家族化って片方で問題視してる中で、かつ、さらに建物自体が高気密・高断熱で、グッとそれぞれがインディペンデントになってコミュニケーションが取りにくい町が生まれていくというのは、ちょっと逆行すると思うんですね。だから、その辺りの評価というのが実はすごく大切じゃないかと。

もちろん、高気密・高断熱から生まれるエネルギーのコンシャスな住宅の評価もあってしかるべき。だけど、そうじゃない部分での評価、価値観があるものが、それによって失われていかないような何か工夫をぜひ何か、2段階とか考えてほしいなというふうに思っております。

(分科会長) ほかに何か。じゃあ、〇〇委員。

(委員) 今、〇〇先生がおっしゃいましたので、私の生き様をいつも言って怒られますけど、今、学生と、一月の電気代が1200円ぐらいで競争しております。学生の下宿の電気代と、私単身で今いますけど、大体同じぐらいで、僕が勝つんです、大体。

そうなるっていくために、やっぱり僕は東京以西冷暖房不要論を持っていますから、そういう生き様のほうの話に一切踏み込まないで、ただ、省エネはいいんだっていう話は絶対おかしい。ぜひ、その辺もご検討いただけたらと。

(分科会長) はい、どうもありがとうございました。

ほかに何かございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

委員の皆様方は、あまり無理したような省エネをする必要はないと、今の少なくとも生活環境、生活レベル、快適さ、それと社会とか家族のあり方を残すようなことで議論を進めてほしいというのが、どうも全体の要望でございます。

細かい点については、後の部会のほうでの皆様方のご議論をお待ちしたいと思っておりますけれども、ぜひ、全体的にエネルギーを少なくしてグリーンなエネルギーを作って継続した社会を作っていくというのは、これは多分、世界的な方向で、その理念そのものに対する強いご反対はないものと思います。ただ、そのために生活環境を壊すことがないというのが、どうも皆様方の合意でございますので、その点を踏まえて、ぜひ部会のほうでの審議を、われわれとしては待ちたいということにしたいと思っております。

特になければ、次の議題に移らせていただきます。よろしゅうございますでしょうか。はい、ありがとうございました。

それでは、今、いろいろご意見はいただきましたので、事務局のほうも記憶にとどめておいていただいて、今後の審議にご活用いただきたいと思います。

社会資本整備審議会の運営規則の第9条第2項に基づきまして、建築分科会長として調査審議事項を部会に付託することができるとされておりますので、本日のテーマでございます今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方、この件につきましては、当分科会から建築環境部会へ付託し、建築環境部会で審議をすることとしたいと思っております。これは私の権限だというふうに理解いたしますので、付託をすることにいたします。

それでは事務局から、今後の環境部会を含めて審議の進め方、今度は進行のほうで、内容ではございません。どういうふうな進め方か、これについて、ご説明をお願いしたいと思います。

(事務局) はい。それでは、お手元の資料5をご覧ください。検討のスケジュール案ということで、お示しをしております。

一番上に本会が書いてありますが、このあと、建築環境部会の第1回目を開催をしていただきまして、あり方についての検討を始めていただきたいと思います。

続きまして、12月の18日を次回予定しておりますけれども、第2回の建築環境部会、ここでは、第1次報告の骨子案につきましてご審議をいただきまして、それを踏まえて、12月下旬から1月中旬までパブリックコメントを経た後、ここでは1月下旬と書いてありますが、日程調整させていただきまして、1月から2月の間に、第3回目の部会を開催していただきまして、第1次報告のとりまとめをいただきたいと思います。同じ日付で建築分科会への報告をいただくことを予定しております。

大まかなスケジュールでございますが、以上でございます。

(分科会長) はい。ただいまの資料につきまして、日程提案でございますが、これは、何かご意見があるかだけをお伺いしましょう。よろしゅうございますでしょうか。こういう形で進めたいと。

2か月辺りといったような非常なタイトなスケジュールでございますけれども、部会長、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、特にこれ、ございませぬ。ご意見、はい、特にご意見いただけないということで、ご了解いただいたものとさせていただきますと思います。

それでは、お手元の議事次第に戻りますと、議事の1この諮問については、先ほど副大臣より付託をいただきまして、今、部会へ付託するということにさせていただきました。

議事の2以降は、報告事項でございます。前回の2月の建築分科会以来、幾つかの事案がございますので、その報告ということで。

それでは最初に、建築物の雪害対策について、この報告に移りたいと思います。これは事務局のほうから。

(事務局) 資料6を使いまして、建築物の雪害対策に関しましてご報告をさせていただきますと思います。

建築物の雪害対策についてでございますが、今年の2月14日の夜から15日にかけて、関東甲信越に非常に大きな雪が降りました。これに関しまして、この分科会に設置されております建築物等事故災害対策部会において審議をいただきまして、今年の10月3日に、この部会を開催いただきまして、この報告をとりまとめをしていただいております。この中身に関しまして、資料概要に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、今年の2月14日の夜から15日、関東甲信越で、数百年に1回というレベルの記録的な大雪がございました。特に群馬、埼玉、東京といったところでは、降雪後に降雨が重なったという状況でございました。

下の絵にあります、左側の地図の絵でございますが、雪自体は山梨ですとかが非常に多く降ってございますが、この赤い丸い点でございます、大規模な建物の被害、また死亡、重傷等が発生した被害というのがオレンジでございますが、こういうものは大体、東京、埼玉といった非常に、ある意味では普段は雪の少ない場所に今回集中しているというのが特徴でございました。

被害でございますが、特に大規模な建物の被害、特にその中でも、大スパン、緩傾斜の屋根の崩壊の被害が集中してございます。下の右側のほうの絵でございますが、下のグラフ、下の線が棟から軒までの距離、屋根の大きさを表してございます。縦が屋根勾配を表してございます。これを見ていただきますと、大規模な建物の内、曲面形状ですとか、ちょっと特殊な形状のものを除きますと、かなり大規模な屋根で、かつ緩傾斜の屋根のところ被害が集中しているということが分かるかと思ひます。このような被害の特徴がございました。それ以外に、膜構造の建物ですとかカーポート、アーケードといったところに

被害が出てございます。

これを踏まえましての今後の対策でございますが、一番下の囲みをご覧ください。

大規模な建物の被害に関しましては、まず必要な調査・研究を行って、雪の少ない地域において、屋根の規模や傾斜に応じて降雪後の降雨の影響を見込んだ積雪荷重による応力の割増しを検討するというものがございました。

現行の建築基準法は、基本的には雪の量で荷重を決めてございまして、雪の後にさらに雨が降った場合の荷重というのを、きちんと今は見込んでないという状況でございます。その特性について、きちんと研究した上で、必要な荷重割増しをするべきではないかというものがございました。

また、それぞれカーポートの被害に関しましては、関係者にきちんとした商品を提供してもらおうと、またアーケードの被害に関しましては、点検をきちんとしてもらおうということがございます。

また既存の建築物に対する対策に関しましては、まず注意喚起をきちんとしていくということが工夫が必要であろうというものでございます。今回のように、雪の少ない地域で大雪に降雨が重なることが予測される場合には、この検討の中では気象庁も協力していただいておりますが、気象庁と連携して注意喚起を行い、また体育館などの防災拠点については、雪が降った際の使用上の配慮というのを要請するというような内容のご報告をいただいております。これを踏まえて現在、関係方面と1つ1つ調整をさせていただいてるところでございます。

また、資料におきましては、参考資料3にこの報告書本体を付けてございます。

また、これとは別でございますが、参考資料4にて、先ほどの副大臣の挨拶の中にもございましたが、前国会にされました建築基準法の一部を改正する法律の概要、またその国会で、資料の2枚目でございますが、建築設計関係3団体からの提案を踏まえて議員立法という形でなされました、建築士法の一部を改正する法律案の概要についても、参考資料として付けてございます。

私のほうからは以上でございます。

(分科会長) はい、どうもありがとうございました。

以上、雪害とお手元の参考資料4の、この6月に公布されたんですね、建築基準法の一部を改正する法律の内容でございます。

以上につきまして、何かこれも報告事項でございますので、ご質問等を受けたいと。よろしゅうございますか。雪害の件と建築基準法の一部を改正すると。雪害のほうにつきましては、報告書全文も、これもお手元の参考資料として配布してございますので、どういった問題点があったかということは、お読みいただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

ちょっと事務局のほうで参考資料4の少し説明を加えていただくわけにはいきませんかでしょうか。皆様方の前回の建築分科会の答申を受けて、法律改正の案を出して、6月に両

院の審議を経て公布されたということでございますが、概要を簡単に、特に基準法のほうで。

(事務局) はい。では建築基準法に関しまして、すみません、説明を簡単にします。

参考資料4をお願いいたします。建築基準法の一部を改正する法律でございますが、これは、この分科会のご審議をいただきまして、それを踏まえて、前国会で改正をさせていただいているものでございます。

改正の概要でございますが、基本的には3点ございます。木造の建築関連基準の見直し、合理的な建築基準制度の構築、実効性の高い建築基準制度の構築の3点でございます。

まず1つ目に関しましては、木造建築関連基準は、ここの小さい写真でございますが、木造3階建ての学校に関して、今まで耐火構造が要求されてます木造3階建ての学校に関しまして、実験等をいたしまして得られた知見に基づいて、準耐火構造等にできるようにするというような法改正をさせていただいてございます。これに関しましては、現在、具体的な技術基準を、この実験等の成果を踏まえて作ってございまして、公布後1年以内の施行ということを考えてございます。

また、合理的な建築基準制度の構築という部分につきましては、まずは1番目、構造計算の適合性判定制度の見直しでございます。これに関しましては、今まで建築主が選択することができなかった適判機関につきましては、建築主が選択して、建築確認と並行して申請をし、審査を受けるということでの一定の合理化を図るというものでございます。

2番目が、仮使用承認制度に関し、仮使用の認定に関しまして、今まで特定行政庁のみが行ってございました仮使用につきまして、一部、指定確認検査機関でもできるようにするものでございます。

3番目は、新技術の円滑な導入に向けて、旧来の38条をまた復活させたというものでございます。

4番目は、容積率制限の合理化。これに関しましては、既に一部施行されてございますが、エレベーターの昇降路の部分の床面積の不算入等を行ってございます。

3つ目のところ、実効性の高い建築基準制度の構築でございますが、まず1番目は、福岡の診療所の火災等がございまして、定期調査・検査の対象に関しまして、防火設備いわゆる防火戸等に関して検査の徹底を図る体制を整えるというものでございます。

また一番最後、建築物の事故に対する調査体制におきまして、国自らが必要な調査を行うことができるようにするという内容でございました。

以上でございます。

(分科会長) はい、どうもありがとうございました。昨年度議論いただきました件については、今こういう状態でございます。

容積率に関して一部施行された、ほかは1年後施行ということで、多分、事務局いろいろ告示案をお作りだと思います。もし何らかで皆様方に助言を求められるようなことがあったら、よろしくご対応をお願いしたいと思います。

はい、じゃあ、これでもって報告事項、議題の2、終了させていただきたいと思います。

その他議題でございます。ほかに何かございますでしょうか。委員の皆様方、よろしゅうございますか。

それでは、今後についてのことで、事務局のほうから、ご紹介をお願いしたいと思います。

(事務局) はい。次回の日程につきましては調整中でございますけれども、大変申し訳ございませんが、追加の候補日について調整をさせていただきたいと存じます。お手数をおかけいたしますけれども、配布しております出欠用紙「日程について」という横長の紙が席にあるかと思えます。これに、ご都合のよい時間帯をご記入いただきまして、そのまま机に置いていただきますようお願いいたします。日程が確定次第、改めてご案内いたします。

なお、引き続き建築環境部会に出席されます委員の皆様におかれましては、部会の終了後に回収させていただきます。ご多忙のことと存じますけれども、何とぞ、ご出席のほど、よろしく願いいたします。

(分科会長) はい。それでは、予定の議題終了いたしましたので、これもちまして、第35回の建築分科会を終了させていただきたいと思います。

事務局の方から連絡等がありましたら、お願いいたします。

(事務局) はい、それでは事務局から、ご案内申し上げます。

15時15分から、こちらの会場におきまして、建築環境部会を開催いたします。建築環境部会に所属されます委員の皆様は、引き続き、よろしくお願いいたします。

なお、部会長につきましては、座席の移動がございますけれども、その他の委員の皆様におかれましては、座席は、今おかけになっている席のままとなります。準備が整うまで今しばらくお待ちいただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。ありがとうございます。